

(案)**2023年度 川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について**

川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について、以下のとおり2023年度の修正を実施します。

1 原子力防災専門官助言事項等の反映に伴う修正

- ・警戒事態に該当する事象の連絡先として「上席放射線防災専門官」を追加します。
- ・その他の原子力防災資機材のうち除染用資機材について、除染対象(人・車)ごとに分けて記載します。

2 緊急時対策支援システム(E R S S)へ伝送するパラメータの追加等に伴う修正

220KV 予備電源線増設工事の実施に伴い、E R S Sへ伝送するパラメータを追加します。(修正届出以降に運用開始予定)

3 原子力災害医療に関する記載の充実に伴う修正

原子力災害医療に関し、発電所に配備する医療関連資機材等を追加します。

4 後方支援拠点の追加等に伴う修正

「いちき串木野市荒川用地」及び「宮里へりポート」を図・表に追加します。
また、「旧阿久根営業所用地」、「旧川内電力所保線所詰所用地」及び「旧伊集院営業所用地」については、後方支援拠点候補地から取り下げるため、図・表から削除します。

5 適用開始連絡文書の反映に伴う修正

緊急時対策棟の運用開始に伴い、現在、連絡文書にて対応させていただいている緊急時対策棟の運用開始前まで適用していた図・表の削除等について、今回の修正で反映します。

6 緊急時活動レベル(EAL)判断基準の見直しに伴う修正

BWR プラントにおける EAL への特定重大事故等対処施設の反映に関する議論を踏まえた自主的な改善として、緊急時活動レベル(EAL11及び51)の判断基準に特定重大事故等対処施設を構成する設備(緊急時制御室)を追加します。

7 その他の原子力防災資機材点検頻度等見直しに伴う修正

その他の原子力防災資機材の点検頻度等について見直しを行ったことから、修正を行います。

8 地震情報反映に伴う通報連絡様式の修正

原子力規制庁の指示に基づき、通報連絡様式に地震情報等の記載を追加します。

9 その他

- その他、以下の修正を行います。
- ・記載の適正化

以上

1 原子力防災専門官助言事項等の反映に伴う修正

項目	修正内容
通報連絡先図内へ連絡先追加	・警戒事態に該当する事象の連絡先図内の川内原子力規制事務所欄に「上席放射線防災専門官」を追加
その他の原子力防災資機材の表の修正	・除染用資機材のうち、除染用テントは人の除染、車除染用洗浄機は車の除染に使用することから、表中の記載を並列に記載

2 緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送するパラメータの追加等に伴う修正

項目	修正内容
ERSSへ伝送するパラメータの追加等	・220KV 予備電源線の増設工事に伴い、ERSSへ伝送するパラメータ（増設される回線の電圧など）を表に追加

3 原子力災害医療に関する記載の充実に伴う修正

項目	修正内容
医療に関する記載の充実	・発電所に配備する医療関連資機材の表を追加 ・原子力安全研究協会の概要等の表を追加

4 後方支援拠点の追加等に伴う修正

項目	修正内容
後方支援拠点の追加、削除等	・「いちき串木野市荒川用地」を後方支援拠点候補地として図・表に追加 ・宮里ヘリポートを図・表に追加 ・「旧阿久根営業所用地」、「旧川内電力所保線所詰所用地」、「旧伊集院営業所用地」を後方支援拠点候補地から取り下げるため、図・表から削除

5 適用開始連絡文書の反映に伴う修正

項目	修正内容
緊急時対策棟運用開始前の図・表等の削除	・緊急時対策棟の運用開始前まで適用していた図・表等を削除【2022年9月15日適用開始反映】

6 緊急時活動レベル（EAL）判断基準の見直しに伴う修正

項目	修正内容
EAL 判断基準の追加	・EAL（GE11 及び GE51）の判断基準に特定重大事故等対処施設を構成する設備（緊急時制御室）を追加

7 その他の原子力防災資機材点検頻度等見直しに伴う修正

項目	修正内容
点検頻度等の修正	・その他の原子力防災資機材の点検頻度等について、見直した結果を表に反映

8 地震情報反映に伴う通報連絡様式の修正

項目	修正内容
通報連絡様式の修正	・通報連絡様式に地震情報（gal 数等）の記入欄や地震加速度による原子炉の自動停止設定値等を追加